

中華人民共和國税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 (税関総署第 251 号令)

署令〔2021〕251 号

中華人民共和國税関登録登記及び届出企業信用管理弁法
(2021 年 9 月 6 日税関総署令第 251 号公布、2021 年 11 月 1 日より実施)

第一章 総則

第一条 税関登録登記及び届出企業信用管理制度を確立し、社会信用体系の構築を推進し、貿易の安全性と利便性を高めるために、「中華人民共和國税関法」「中華人民共和國税関検査条例」「企業情報公示暫定条例」「ビジネス環境最適化条例」及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 税関登録と届出企業（以下、「企業」という）及び企業関係者の信用情報の収集、公示、企業信用状況の認証、認定及び管理等は本弁法を適用する。

第三条 税関は、誠信守法便利、失信違法懲戒（信義則や法を守る者には利便性を与え、違法行為により信用を喪失した者には処罰を与える——訳注）、法令に基づき、公正に公開する原則に従い、企業に対し信用管理を実施する。

第四条 税関は、企業の申請に基づき、本弁法が定める基準と手順に従い高級認証企業と認定した企業に、利便性管理措置を実施する。

税関は収集した信用情報に基づき、本弁法が定める基準と手順に従い、違法企業を信用喪失企業と認定し、厳格な管理措置を実施する。

税関は高級認証企業と信用喪失企業以外の他の企業に対して通常管理措置を実施する。

第五条 税関は、企業に信用育成サービスを提供し、企業の誠信守法、法律遵守の意識を強化し、誠実と信用の経営水準を高める。

第六条 税関は、社会信用体系に基づき、関連要件を確立し、国の関係部門と共に、信用を守ることに對して合同奨励を実施し、信用を失うことに對して合同懲戒を実施し、情報交換、管理監督の相互認証、及び法執行における相互支援を推進する。

第七条 税関は、企業の信用回復メカニズムを確立し、法に基づき、企業の信用を回復する。

第八条 中国税関は、国際条約、協定及び本弁法に基づき、他の国又は地域の税関の「認証経営者」(AEO) との相互認証に協力し、相互認証した企業に利便性関連措置を実施する。

第九条 税関は、企業信用管理体系を確立し、情報手段を用いて、税関による企業信用管理の水準を高める。

第二章 信用情報収集と公示

第十条 税関は、次の各号に掲げる企業の信用状況を反映する情報を収集することができる。

- (一) 企業登録登記又は届出情報及び企業関係者の基本情報。
- (二) 企業の輸出入及び輸出入に関する経営情報。
- (三) 企業の行政許可情報。
- (四) 企業及び関係者の行政処罰及び刑事処罰情報。
- (五) 税関と国の関係部門による合同奨励と合同懲戒の情報。
- (六) AEO 相互認証の情報。
- (七) 企業信用状況を反映するその他の関連情報。

第十一条 税関は、次の各号に掲げる信用情報を速やかに公示し、かつその照会方法を公表しなければならない。

- (一) 企業が税関において登録登記し又は届け出た情報。
- (二) 企業信用状況に対する税関による認証又は認定結果。
- (三) 企業に対する税関による行政許可の情報。
- (四) 企業に対する税関による行政処罰の情報。
- (五) 税関と国の関係部門による合同奨励と合同懲戒の情報。
- (六) 法に基づき公示しなければならないその他の情報。

公示された信用情報は、国家機密、国家安全、社会公共利益、商業秘密又は個人のプライバシーにかかわる場合、法律、行政法規の規定に基づき処理されなければならない。

第十二条 自然人、法人又は非法人組織は、税関の公示する信用情報が正確でないと判断した場合、税関に異議を申し立て、かつ関連資料又は証明資料を提出することができる。

税関は、異議申立を受けた日から 20 日以内に再調査をしなければならない。自然人、法人又は非法人組織が異議を申し立てる理由が成立した場合、税関はそれを受け入れなければならない。

第三章 高級認証企業の認証基準と手順

第十三条 高級認証企業の認証基準は、共通基準と個別基準に分けられる。

高級認証企業の共通基準は、内部統制、財務状況、法律遵守規範及び貿易安全等の内容を含む。

高級認証企業の個別基準は、税関が企業の種類と事業内容に応じて制定する認証基準である。

第十四条 高級認証企業は、共通基準と相応の個別基準を同時に満たさなければならない。

共通基準と個別基準は、税関総署が別途制定し、公表する。

第十五条 企業は、高級認証企業を申請する場合、税関に書面で申請し、税関の指示に従って関連資料を提出しなければならない。

第十六条 税関は、高級認証企業の共通基準と相応の個別基準に基づき、企業が提出した申請及び関連資料を審査し、企業に赴いて現地認証を行う。

第十七条 税関は、申請及び関連資料を受け取った日から 90 日間以内に認証し、決定を下さなければならない。特別な事情がある場合、税関の認証期間を 30 日間延長することができる。

第十八条 認証を経て、高級認証企業の基準を満たす企業には、税関が高級認証企業の証書を発行する。高級認証企業の基準を満たさない企業には、税関が認証未承認決定書を発行する。

高級認証企業証書と認証未承認決定書は、申請者に送付しなければならず、かつ到達した日より有効となる。

第十九条 税関は、高級認証企業に対して 5 年ごとに再審査する。企業信用状況に異常が発生した場合、税関は不定期に再審査を行うことができる。

再審査により、高級認証企業の基準を満たさなくなった場合、税関は再審査不通過決定書を発行し、高級認証企業証書を回収しなければならない。

第二十条 税関は、社会仲介機構に委託して、高級認証企業の認証、再審査に関する問題について専門的な結論を下すことができる。

社会仲介機構に委託して高級認証企業の認証、再審査に関連して下した専門的な結論は、税関の認証、再審査の参考とすることができる。

第二十一条 企業は、次のいずれかの事由に該当する場合、1 年以内に高級認証企業認証申請を提出してはならない。

- (一) 高級認証企業の認証又は再審査を通過しなかった場合
- (二) 高級認証企業管理を放棄した場合
- (三) 高級認証企業認証申請を撤回した場合
- (四) 税関が高級認証企業の信用等級を降格した場合
- (五) 税関が信用喪失企業の信用等級を昇格させた場合

第四章 信用喪失企業の認定基準、手順と信用回復

第二十二条 企業に次のいずれかの事由がある場合、税関は信用喪失企業と認定する。

(一) 税関に密輸犯罪の捜査を受け、公安機関に立件されて捜査を受け、かつ司法機関が法に基づいて刑事責任を追及した場合。

(二) 密輸行為を構成し、税関による行政処罰を受けた場合。

(三) 非通関企業が 1 年以内に税関の管理監督規定に違反して税関による行政処罰を受けた回数が前年度の通関申告書、出入国届出明細、出入国輸送用船荷証券等の証憑（以下「関連証憑」という）の総数の千分の一を超え、かつ税関の行政処罰累計金額が 100 万円を超えた場合。

通関企業が1年以内に税関の管理監督規定に違反して税関による行政処罰を受けた回数
が前年度の関連証憑の総数の五万分の五を超え、かつ税関による行政処罰金累計金額が30
万円を超えた場合。

前年度の関連証憑の数が計算できない場合は、1年以内に税関の管理監督規定に違反して
税関による行政処罰を受けており、非通関企業は処罰累計金額が100万円を超え、通関企
業は処罰累計金額が30万円を超えた場合とする。

(四) 納付期限が満了した日から3か月を超えても税金を納付していない場合。

(五) 納付期限が満了した日から6か月を超えても罰金を納付しておらず、没収する違
法所得と追納する密輸貨物、物品等の価格が1万円を超える場合。

(六) 税関の職員の法に基づき職務の執行を拒み、妨害し、法に基づき処罰される場合。

(七) 税関の職員に賄賂を行い、罰金を科され、又は法に基づき刑事責任を追及された
場合。

(八) 法律、行政法規、税関規則が定めるその他の状況。

第二十三条 信用喪失企業に次に掲げる事由がある場合、税関は法律、行政法規等の関連
規定に基づき合同懲戒を実施し、それを重大信用喪失主体名簿に組み入れる。

(一) 輸出入食品安全管理規定、輸出入化粧品監督管理規定又は固形廃棄物密輸に違反
し、法に基づき刑事責任を追及された場合。

(二) 固形廃棄物を不法に輸入し、税関による行政処罰金額が250万円を超えた場合。

第二十四条 税関は、信用喪失企業の認定を決定する前に、決定を下す予定の事由、根拠
及び法に基づいて享受する陳述、弁明権を書面で企業に告知しなければならない。

税関は、本弁法第二十三条の規定に基づいて企業を重大信用喪失主体名簿に組み入れる
場合、組み入れられた懲戒措置の提示、名簿からの除去条件、除去手順及び救済措置を企
業に通知しなければならない。

第二十五条 企業は、信用喪失企業の認定、又は重大信用喪失主体名簿に組み入れよう
とする税関に対して、陳述、弁明を提出することを決定する場合、書面通知を受け取った日
から5業務日以内に税関に書面で提出しなければならない。

税関は20日以内に確認を行い、企業が提出した理由が成立する場合、税関は受け入れな
なければならない。

第二十六条 重大信用喪失主体名簿に組み入れられていない信用喪失企業が、信用喪失行
為を是正し、悪影響を除去し、かつ次の各号に掲げる条件に合致する場合、税関に書面で
信用回復を申請し、関連する証明資料を提出することができる。

(一) 本弁法第二十二条第二項、第六項の事由の存在により、信用喪失企業に認定され
て1年が経過した場合。

(二) 本弁法第二十二条第三項の事由の存在により、信用喪失企業に認定されて6か
月が経過した場合。

(三) 本弁法第二十二条第四項、第五項の事由の存在により、信用喪失企業に認定されて3か月が経過した場合。

第二十七条 信用回復条件を満たすと審査された場合、税関は企業信用回復申請を受け取った日から20日以内に信用回復許可の決定を下さなければならない。

第二十八条 信用喪失企業が2年連続で本弁法第二十二条に規定された事由が発生していない場合、税関は信用喪失企業に対して信用回復の決定を下さなければならない。

前項で定める信用喪失企業が重大信用喪失主体名簿に組み入れられた場合、それを重大信用喪失主体名簿に移行し、関係部門に通達しなければならない。

第二十九条 法律、行政法規及び党中央、国务院の政策文書で回復不可を明確に規定している場合、税関は信用回復を許可しない。

第五章 管理措施

第三十条 高級認証企業は中国税関 AEO であり、次の各号に掲げる管理措置を適用する。

(一) 輸出入貨物の平均検査率が通常管理措置を実施する企業の平均検査率の20%を下回る。法律、行政法規又は税関総署に特段の定めがある場合を除く。

(二) 輸出貨物の原産地調査の平均抜き取り検査比率は企業の平均抜き取り検査の比率の20%以下とする。法律、行政法規又は税関総署に特段の定めがある場合を除く。

(三) 輸出入貨物の通関手続及び関連業務の手続を優先的に行う。

(四) 他の国(地域)に対する農産物、食品等の輸出企業の登録を優先する。

(五) 税関に担保免除を申請することができる。

(六) 企業検査、査察の頻度を減らす。

(七) 輸出貨物が税関の管理監督区域に到着する前に税関に申告することができる。

(八) 税関は企業のためにコーディネーターを配置する。

(九) AEO は国又は地域の税関の利便性通関措置を相互認証する。

(十) 国の関係部門が実施した信用を守ることに對する合同奨励措置を適用する。

(十一) 不可抗力により国際貿易の回復を中断した後、優先的に通関を行う。

(十二) 税関総署が定めるその他の管理措置。

第三十一条 信用喪失企業は次の各号に掲げる管理措置を適用する。

(一) 輸出入貨物の検査率を80%以上とする。

(二) 加工貿易業務を經營する場合、全額担保を提供する。

(三) 企業に対する検査、査察の頻度を高める。

(四) 税関総署が定めるその他の管理措置。

第三十二条 同一の税関業務を取り扱う企業の信用等級が一致しないことにより、適用される管理措置に抵触する場合、税関はより低い信用等級企業に適用される管理措置に基づき管理を実施する。

第三十三条 高級認証企業、信用喪失企業に分割合併した状況がある場合、税関は以下の原則に従い、企業信用状況を確定し、相応の管理措置を適用する。

(一) 企業に分割が発生した場合、存続企業が分割元企業の主な権利義務を継承する場合、存続企業は分割元企業の信用状況の認証又は認定結果を適用し、他の新設された企業は分割元企業の信用状況の認証又は認定結果を適用しない。

(二) 企業に分割が発生し、分割元企業が解散した場合、新設企業は分割元企業の信用状況の認証又は認定結果を適用しない。

(三) 企業に吸収合併が発生した場合、存続企業は元企業の信用状況の認証又は認定結果を適用する。

(四) 企業に新設合併が発生した場合、新設企業は元企業の信用状況の認証又は認定結果を適用しない。

第三十四条 高級認証企業が税関管理機能に関する法律法規に違反して刑事立件された場合、税関は高級認証企業の管理措置の適用を一時停止しなければならない。

高級認証企業が税関の管理監督規定違反の疑いにより立件された場合、税関は高級認証企業の管理措置の適用を一時停止することができる。

第三十五条 高級認証企業に財務リスクがあり、又は明らかな移転、その課税貨物及びその他財産の隠匿の形跡がある場合、又はその他の税金納付リスクを十分保証できない場合、税関は本弁法第三十条第五項で定める管理措置の適用を一時停止することができる。

第六章 付則

第三十六条 税関に登録された輸入食品の海外生産企業と入国動植物製品の海外生産、加工、保管事業者等の海外企業の信用管理は、税関総署が別途定める。

第三十七条 企業信用状況の認定根拠となる刑事犯罪は、司法機関による関連法律文書の発効時期を基準に認定する。

企業信用状況の認定根拠となる税関による行政処罰は、税関行政処罰決定書の作成時期を基準に認定する。

企業信用状況の認定根拠となる処罰金額には、税関が科す罰金、違法所得の没収又は貨物、物品価値の没収を含む金額の合計を含む。

企業が自主的に開示し、かつ税関に警告又は税関総署が定める金額以下の罰金を科す行為は、税関による企業の信用状況を認定する記録としない。

第三十八条 本弁法における以下の用語の定義は次のとおり。

企業関係者とは、企業の法定代表者、主要責任者、財務責任者、税関業務責任者等の管理者をいう。

認証経営者（AEO）とは、任意の一つの方法で貨物の国際流通に参加し、税関総署が定める基準を満たす企業をいう。

第三十九条 本弁法は税関総署がその解釈に責任を負う。

第四十条 本弁法は 2021 年 11 月 1 日より施行する。2018 年 3 月 3 日税関総署令第 237 号で公布した「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」はこれに伴い廃止される。

出所：海関総署 HP

<http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3883300/index.html>

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。